

通史編のスケジュール及び構成の検討状況（6月時点）

1 スケジュール（分野ごとに、このスケジュールで執筆を進めることが可能か意見聴取中）

・ R 6 年 6 月 26 日	道史編さん委員会（検討状況報告）
・ R 6 年 6 月下旬	通史編 1・2 執筆開始
～	※各段階で部会、企画編集部会で検討 必要に応じて道史編さん委員会委員に報告
R 7 年 5 月中旬	完成原稿提出（通史編 1）

〈通史編 1〉

・ R 7 年 5 月下旬～7 月中旬	各部会・企画編集部会（原稿確認）
・ R 7 年 7 月中旬	企画編集部会（原稿審議）
・ R 7 年 8 月上旬	道史編さん委員会（原稿審議・答申）
・ R 7 年 9 月	印刷製本契約締結 校正
～ R 8 年 3 月	刊行

〈通史編 2〉

・ R 8 年 3 月上旬	完成原稿提出（通史編 2）
・ R 8 年 3 月～5 月上旬	各部会・企画編集部会（原稿確認）
・ R 8 年 5 月上旬	企画編集部会（原稿審議）
・ R 8 年 6 月上旬	道史編さん委員会（原稿審議・答申）
・ R 8 年 7 月	印刷製本契約締結 校正
～ R 9 年 3 月	刊行

- 北海道クロニクル（下巻：近現代）
・ 構成・分担検討・執筆

2 構成（別紙）

- ・ 執筆分担、配分 : 政治・行政：産業・経済：社会・文化：教育 = 1 : 1 : 0.65 : 0.35 （資料編の割合による。）
 ・ 項目名 : 分担する各部会が検討し、道史編さん委員会で審議する内容として整理
 ・ 段組等 : 縦組、1 段、1 ページ当たり 52 字×19 行 = 988 文字（400 字詰め原稿用紙 2.47 枚）

構 成

『北海道現代史 通史編1』 1,050 ページ

通史編の概観 (40 ページ)

終戦～1970 年代半ばの北海道

○政治・行政 (320 ページ)

- ・敗戦後の政治・行政の出発 (終戦後)
- ・戦後復興期の道政 (田中道政期)
- ・高度成長期の道政 (町村道政期)
- ・「国土開発期」の道政 (堂垣内道政期 (1 期目))

○産業・経済 (320 ページ)

- ・地域経済と経済政策
- ・農業
- ・林業
- ・水産業
- ・工業
- ・情報通信
- ・商業
- ・建設業
- ・交通
- ・鉱業
- ・エネルギー
- ・金融
- ・観光
- ・サービス業
- ・労働運動

○社会・文化 (205 ページ)

- ・終戦直後の混乱と生活
- ・農山漁村の生活
- ・炭鉱の生活
- ・都市化と都市の生活
- ・戦後社会の中のアイヌ民族の生活と文化
- ・保健・福祉
- ・医療・介護

- ・市民・環境・政治運動
- ・障がい者運動
- ・女性の人権を求める団体活動
- ・自然災害と防災
- ・宗教
- ・まつり
- ・地域からの情報発信
- ・衣文化
- ・食文化
- ・住文化
- ・美術
- ・文学
- ・映画
- ・漫画・アニメーション
- ・演劇
- ・音楽
- ・娯楽・レジャー・スポーツ

○教育 (115 ページ)

- ・占領下の教育改革
- ・教育行政・教育計画
- ・教育条件整備・教育運動
- ・小・中学校
- ・高等学校
- ・へき地教育
- ・障がいのある子供の教育
- ・高等教育
- ・アイヌと教育
- ・職業教育・職業訓練・就職
- ・社会教育
- ・就学前教育・保育、子育て、児童福祉
- ・少年司法福祉

口絵・目次・索引等 (50 ページ)

1970 年代半ば以降の北海道

○政治・行政 (320 ページ)

- ・ 転換期への対応と道政 (堂垣内道政期 (2 期目～))
- ・ 独自性を追求する道政 (横路道政期)
- ・ 直面する諸課題と道政 (堀道政期)

○産業・経済 (320 ページ)

- ・ 地域経済と経済政策
- ・ 農業
- ・ 林業
- ・ 水産業
- ・ 工業
- ・ 情報通信
- ・ 商業
- ・ 建設業
- ・ 交通
- ・ 鉱業
- ・ エネルギー
- ・ 金融
- ・ 観光
- ・ サービス業
- ・ 労働運動

○社会・文化 (210 ページ)

- ・ 農山漁村の生活
- ・ 炭鉱の生活
- ・ 都市化と都市の生活
- ・ 戦後社会の中のアイヌ民族の生活と文化
- ・ 保健・福祉
- ・ 医療・介護

- ・ 市民・環境・政治運動
- ・ 障がい者運動
- ・ 女性の人権を求める団体活動
- ・ 自然災害と防災
- ・ 宗教
- ・ まつり
- ・ 地域からの情報発信
- ・ 衣文化
- ・ 食文化
- ・ 住文化
- ・ 美術
- ・ 文学
- ・ 映画
- ・ 漫画・アニメーション
- ・ 演劇
- ・ 音楽
- ・ 娯楽・レジャー・スポーツ

○教育 (110 ページ)

- ・ 教育行政・教育計画
- ・ 教育条件整備・教育運動
- ・ 小・中学校
- ・ 高等学校
- ・ ヘき地教育
- ・ 障がいのある子供の教育
- ・ 高等教育
- ・ アイヌと教育
- ・ 職業教育・職業訓練・就職
- ・ 社会教育
- ・ 就学前教育・保育、子育て、児童福祉
- ・ 少年司法福祉

口絵・目次・索引等 (70 ページ)

第四章 小学校・中学校

(五二字×一九行・を章)

第一節 学校教育改革と子どもの環境

(1) 戦後の学校教育改革と子どもの生活・教育環境

学校教育改革 戦後、民主主義社会のもとで小学校六年間、中学校三年間(六・三制)の義務教育制度が施行された。学校では戦前とは異なる新しい教科書が必要となるが、印刷発行が間に合わず、児童生徒の手元には新しい教科書が行き渡っていなかった。一九四七(昭和二二)年に「北海道教育復興会議」が札幌で開催された。資料1は、その会議の模様を報じる記事であり、教科書の印刷出版が道内でも実施できるよう中央に提出することを申し合わせたことが記載されている。

小学校及び中学校には、戦前にはなかった教科である社会科が新設された。指導方法やカリキュラムのあり方も模索された。資料2は、北海道第一師範学校(現・北海道教育大学札幌校)附属小学校で開発されたカリキュラムの第一次プランである。社科及び理科科として家庭科をコア、すなわち「中心学習」におき、その他の教科を「周辺学習」におくコア・カリキュラムが構想された。

一九四六年に文部省は、子どもたちの体位向上と食生活の改善を目的に、学校給食施設の普及を図る通牒を発した。この後、道では都市部から徐々に給食施設が整備されていった。資料3は、一九五二年に北海道教育委員会が通知した「学校給食実施要領」である。学校給食は教育の一環であるとともに、家庭及び地域社会の食生活改善に資することが目的であると記述されている。しかし、この時期に完全給食(パン、ミルク、おかず)が実施できたのは主に都市部の学校であり、D4型のミルク給食のみ、あるいは給食を実施できなかった

図 4-1 1

学校も多かった。

子どもの生活と教育環境 学校教育の改革が進められていく一方で、子どもたちをめぐる社会及び家庭教育環境には多くの課題があった。戦後、外地から引き揚げてきた人々、児童、そして道外の戦争罹災者の多くが生きる場を求めて北海道に移住した。資料4は、引き揚げてきた人々の入植地に開校された小学校に赴任した教員の記録である。戦後の混乱や財政難のなかで、開拓地に移住した人びとは、自らの労力や費用をもって学校を設置し、教材教具をそろえなければならなかった。資料には単級学校で子どもたちを指導する難しさも記されている。

資料5には、戦後の財政難、食糧難のなかで、学校を長期に欠席しなければならなかった子どもたちが多くいたことが記述されている。病気が理由で欠席する子どもが多いが、遠距離通学を理由にする子どもたちや、労働に従事し家計を支えるために長期に学校を欠席しなければならなかった子どもたちが多くいた。

資料6は、主に都市部の学校の状況を示したものである。財政難、教員不足という問題を抱えながら、戦後の人口増加、中学校の新設、後のいわゆるベビーブームも相まって、学校及び教室の新設が間に合わなかった。そのため「少し詰め」の教室にせざるを得ず、資料にあるように二部（午前、午後などの二部に分ける）授業を実施した学校が多く、三部（午前、午後、夕方から夜間などの三部に分ける）授業を実施したところもあった。

(2) 高度経済成長下の学校教育

冷災害と炭鉱不況下の子どもたち 一九五三（昭和二八）年、五四年、及び五六年と、北海道は冷害、台風による災害に見舞われ、特に五六年は大冷害凶作の年となった。漁業においても五五年が大凶漁となり、産業界の不況によって石炭需要が減退し、特に中小炭鉱は人員整理、閉山という苦境に至った。資料7①②は、そのような状況下で欠食児童生徒が増加し、学用品や生活用品も不足しているため、北海道教育委員会や地元教育委員会が子どもたちの

救済を求め、まとめた要望書である。なお、道内のそのような状況は全国的に報じられ、全国各地の学校、PTA、有志団体から救援物資が学校等に届けられた。

道では、一九六〇年以降にエネルギー資源の供給量の一位が石炭から石油に替わる。それに伴い炭鉱離職者が増加していった。資料8は、閉山となった炭鉱地の教員が、離職した保護者とともに新たな地へ転校していく児童生徒と当時の学校の状況を記したものである。

公害教育と学校統廃合 炭鉱業が斜陽していく一方で、いわゆる道央ベルト地帯（札幌・小樽・苫小牧・室蘭等）を中心に工業振興の重点化が図られ、室蘭には、大企業を中心に中・小の製鉄工場が設立された。しかし、一九五八年ごろから公害が問題視され、室蘭は六六年に「ばい煙規制法」に基づく指定地域となった。資料9は、室蘭市教育委員会が作成した「公害教育」の「指導資料」について解説するものである。「公害教育」の目的は、子どもたちに公害の現況を正しく認識させ、公害から健康と生活を守るための知識、習慣を身につけさせることにあった。

資料10は、滝上町の中学校九校が統廃合された当時の状況を記したものである。一九五三年の「町村合併促進法」、さらに五六年の「新市町村建設促進法」による町村合併とともに道内小・中学校の学校統廃合が実施され、以後、七〇年の「過疎地域対策緊急措置法」等の後押しされて急速に進められた。資料から、児童生徒の通学手段が課題になっていることが分かる。バス通学に慣れたとはいえ、特に農業地域は道外とは異なり、家々が集住しない散居（疎居）型の構造ゆえに、その距離や時間が長いのが北海道の特徴といえる。

(3) 体力つくりと北方領土学習

体力つくり 一九七七（昭和五二）年に授業時数が削減され、ゆとりのある学校生活の実現が目指された。そこで生じたゆとりの時間は、体力増進活動、体験的活動等の教育活動に活用することが奨励された。資料11には、道の児

童生徒の体力が全国平均を下回った結果を受けて、ゆとりの時間として設けられた「業間」の時間を活用し体力つくりを一層推進していくことが宣言されている。

北方領土学習 根室市は「地域に根ざす教育」、地域学習の一環として北方領土学習を行ってきた。資料12には、指導に当たったの留意点や検討事項が記されている。北方領土の問題を日本からの視点のみでなく、条約や宣言、民族問題、日ソ相互の関係等、多方面から捉えようとしているところが着目される。なお、この学習は二〇〇八（平成二〇）年に学習指導要領で明示されるようになる「領土問題」、「領土学習」につながられている。

(4) 国際化への対応と学校週五日制

国際化への対応 一九九〇年代に入り国際理解教育が推進され、九八年の学習指導要領には「国際化への対応」が明示された。資料13には、猿払村が姉妹締結したサハリン州の生徒と交流している状況が報告されている。近隣であるロシアの小中学校と交流活動している例が少なくないのは、北海道の特徴であろう。

学校週五日制 完全学校週五日制が二〇〇二（平成一四）年四月から実施された。学校週五日制の導入にあたり、留萌管内では導入以前に資料14のような準備体制が整えられた。学校週五日制は、児童生徒の体験活動を増やすことが目的であったが、地域で行われた事業への参加者は少なかったようである。

(5) 私立の学校

戦後の私立学校開校 北海道は、明治初期を除いて私立学校はそれほど多く開校されなかった。特に小学校はそうであり、道内で戦後に最初に私立小学校が開校されたのは、一九五一（昭和二六）年である。資料15は、日本三育学院札幌教会小学校の「小学校認可申請書」の写しであり、現在の札幌三育小学校に所蔵されているものである。学校

の目的は「キリスト教教育を通して善良なる社会人養成の教育を授けるため」としている。三育小学校は、現在は札幌市内の北区拓北にあるが、申請当時は、当時の南九条西一六丁目の建物を使用して開校された。

戦後に新制中学校が設立されると、戦前に中等教育機関を持っていた私立の学校は、新制の高等学校とともに、新制中学校も併設して開校を目指すことになる。資料16はその一つの事例で、北海道高等女学校（現札幌大谷高等学校）が併置の中学校を設立しようとした際に、国民学校（一九四七年四月より小学校）長に発した募集要項などである。本資料には、募集に対しての志願者数、入学許可者数、入学者数も示されている。また、教育課程表も掲げた。

私立学校の理念 資料17は、函館白百合学園の一九五〇年の教員の服務規程（抜粋）である。一条に「この服務規程の各条項を完全に了承し、且つその実行を誓約しなければならない」とあり、二条に「特にカトリックの精神に相反するような言動は、本校の特殊性にかんがみて一切認められない」としている。四条には土曜日休校のことが書かれており、この時期に週五日制を取っているのは、モデルスクールである札幌市立一条中学校を除けば、宗教立の学校だけである。資料18に掲げる北星学園がその例である。八条から一〇条には、喪中や結婚、出産といった場合の休暇日数が掲げられている。一八条には、勤務や教育活動において校長に承諾を受けなくてはいけない事項が三項にわたって掲げられている。

資料18は、一九五三年の北星学園高等学校の修学旅行の果から抜粋した「参加者の心得」である。関西方面や東京などを訪れて、見聞を深めさせようとしている意図が見受けられる。私立学校ということもあり、占領終了後の早い時期に、修学旅行の行き先が日本の広い地域にわたっていることも興味深い。

通史編のスケジュールに関する企画編集部会での主な議論と方向性

1 5 / 2 2 企画編集部会資料（意見交換用）スケジュール

- | | | | |
|---------------|-----------------|---|-------------------------------|
| ・ R 6 年 6 月 | 道史編さん委員会 | | |
| ・ R 6 年 6 月下旬 | 通史編 1・2 執筆開始 | } | 執筆期間を 1 年間確保
別々に執筆することは難しい |
| ・ R 7 年 5 月中旬 | 完成原稿提出（通史編 1・2） | | |

通史編 1

- ・ R 7 年 5 月下旬 各部会・企画編集部会（原稿確認）
～ 7 月中旬
- ・ R 7 年 7 月中旬 企画編集部会（原稿審議）
- ・ R 7 年 8 月 道史編さん委員会（原稿審議・答申）
- ・ R 7 年 9 月 印刷製本契約締結 校正
- ～ R 8 年 3 月 刊行

通史編 2

- ・ R 8 年 3 月上旬 各部会・企画編集部会（原稿確認）
～ 5 月上旬
- ・ R 8 年 5 月上旬 企画編集部会（原稿審議）
- ・ R 8 年 6 月下旬 道史編さん委員会（原稿審議・答申）
- ・ R 8 年 7 月 印刷製本契約締結 校正
- ～ R 9 年 3 月 刊行

2 主な議論

- 非常にタイト、もう少し延ばして現実的なスケジュールにすることは可能か。完成原稿の提出が困難となった場合、契約や会計年度など予算執行上の制約でどうなるか、別の選択肢が可能かどうかも含めて検討してほしい。
- 委員全員から完成原稿を集められるのか。ただ、あまり無制限に延ばすとズルズルといく危険性もある。
- 収集した資料を集めて、通史の中に落とし込む作業には時間がかかる、2年は欲しいところで、1年間で作業することは大変である。
- 来年の5月で通史編1、2の完成原稿を両方とも出すことは不可能。およその枠組みを作って、通史編1を1年で完成させて、残りはもう1年かけてやることは、今のスケジュールの中でもできるやり方だが、まとめる側は厳しくリスクが高い。
- 2年後に2冊出すというのが一番良い案なのではないか、通史編1・2の間の調整もできる。
- 資料編については予定どおり出しており、通史編を丁寧に作るということになると、通史編の作業が遅れている前提で、巻き返して2年間でできるのか、1、2と1年ずつ出すことができるのか、一番難しい。
- 概説に近い書き方になってしまうかもしれない不安を感じる。
- 複数章を担当している場合、1年で1つずつ、2年後に2つ出すという方がやりやすい
- 執筆する委員が良いというのであれば、来年の9月に入稿して1年に1冊出すというスケジュールで、それができれば2冊目も何とかいくだろうという考えだろうが結構難しいと思う。もし、出なかった場合どうするかもある程度考えないといけない。リスク管理は編集の基本であり、部会の責任者が代わりに書くなども考えられるので、皆が納得いくようにやらないといけない。
- 延長ができないのであれば、令和9年3月までに通史編が2巻でというスケジュールで、やれる範囲でやるしかない。
- 他県で通史編にどのくらい時間を取っているのかなど調べて欲しい。通史を独りよがりを書くわけにはいかない。大体、遅れている。
- 予定が当初から遅れたので、本来、後ろに延びていくのだがそれを予定どおりやるということ、企画編集部会の委員だけでこれで決めてその枠の中でやるしかないとなると、質的にはちょっと落ちてもしようがないかということにもなりかねない。
- 編集長の全体の構想もあるようだが、2年間で2冊出すということであればやり方も違う。(1年に1巻ずつ出すやり方だと)前半と後半でウエイトが変わってしまうので、時間の使い方が後半もったいない感じがする。

3 方向性

- ・各分野で、通史編１・２の執筆を６月から開始し、通史編１・２の構想を固めつつ通史編１の完成原稿を来年５月に提出するスケジュールで執筆を引き受けることができるか、所属委員の意見も聴いて検討し、必要に応じて再度、企画編集部会で審議する。
- ・併せて、完成原稿の提出が困難となった場合など、タイトなスケジュールで進めていくなかで発生するリスクへの対応について、方向性を明らかにする。

4 検討状況（６月時点）

- ・政治・行政 項目等の検討に着手
- ・産業・経済 項目等の検討に着手、通史編１の原稿を来年５月に提出するスケジュールで進めることに概ね合意
- ・社会・文化 項目等の検討に着手、通史編１の原稿を来年５月に提出するスケジュールで進めることに概ね合意
- ・教育 項目等の検討に着手予定